

新型コロナウイルス関連情報

第三者認証取得推奨給付金事業

詳細 緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445

対象者 市内で飲食店営業許可を受け、北海道の第三者認証制度の認証を取得している店舗を
経営する事業者

※店舗規模の大小、主たる事業者の住所、法人・個人は問いません



▲詳細はこちら

支給額 北海道の第三者認証制度の認証を取得した店舗について、1店舗当たり5万円を支給
※同一事業者が複数店舗で認証取得をした場合、各店舗分該当

申請方法 12月28日(水)までに原則郵送(消印有効)で 緊急経済対策給付金室

令和3年度分 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

詳細 臨時特別給付金受付窓口(市役所9階) ☎(32)6266

対象者 ①住民税非課税世帯=対象の方には令和4年2月14日から順次確認書を発送しています
②家計急変世帯=令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の
収入見込額または1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以
下の世帯(①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降
家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯)

※①②ともに住民税均等割が課されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は対象外(単身赴任や学生の
1人暮らしなどの場合に当てはまる場合があります)

※詳細は給付金担当までお問い合わせください

給付額 1世帯当たり10万円 ※世帯主名義の預貯金口座に振り込み



▲詳細はこちら

申請方法 ①確認書の返送がお済みでない方はお早めに郵送で回答してください

※確認書の回答期限は5月31日までとなっていますが、当面の間は引き続き受け付けます

②9月30日(金)までに総合福祉課(HPでダウンロード可)で配布の申請書に収入見込額の申立書など
(詳しくはHPをご確認ください)を添付して直接または郵送で 臨時特別給付金受付窓口(市役所9階)

DVなどを理由に 避難している方へ

DVなどで住民票を動かさず本市に避難中の方も受給できる
場合がありますので、下記までお問い合わせください

●住民税非課税世帯等臨時特別給付金=臨時特別給付金担当 ☎(32)6266

● 暮らしの相談窓口 ●

■ 一般相談窓口(コールセンター)

新型コロナウイルス感染症に関して、市の対応(公共施設
の開設状況や子どもの預かりなど)について、ご相談
をお受けするため、専用ダイヤルを開設しています

専用ダイヤル ☎(32)6079
(平日:8時45分~17時15分)

■ 生活困窮者自立相談支援窓口

生活のことでお悩みの方へ相談窓口を設置しています

相談窓口 総合福祉課(市役所1階13番窓口)
☎(32)6189

■ 税金や保険料の免除の相談はこちら

市税納付等の徴収猶予について	市納税課 ☎(32)6274
道税の納税や申告について	苫小牧道税事務所 ☎(32)5191
国民健康保険、後期高齢者 医療保険の傷病手当金について	市保険年金課 ☎(32)6425
国民年金保険料免除・ 納付猶予について	市保険年金課 ☎(32)6429

■ 中小企業支援について

国や道、市などの中小企業支援につい
ての相談・紹介はこちら



詳細 緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445